

概要版に記載している「5つのポイント」に該当する部分に下線を引いています。

横浜市いじめ防止基本方針

改定素案

平成 25 年 12 月

(令和 7 年 4 月改定予定)

横浜市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

横浜市では、昨年3月に公表したいじめ重大事態の調査・検証結果を踏まえ、未然防止から要調査の段階までの14の再発防止策を策定し、取組を進めています。

SNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案も複雑化、多様化していることを踏まえ、現在進めている再発防止の取組の中で、全ての関係者の皆さまと共有し、残していくべきポイントについて、平成25年に策定した「横浜市いじめ防止基本方針」に反映するため、本素案をまとめました。

ポイント1 子どもの視点に立った対策を進めるため、子どもの意見の反映や意思の尊重

いじめ防止について子どもの意見を聞き、施策への反映に努めることや、いじめ事案の対応について、子どもの意思を尊重することなどを方針の随所に明記することで、子どもの視点に立った対策を一層進めます。

ポイント2 いじめの未然防止や対処に向けた保護者や市民等の役割を具体化

SNSを通じたいじめの広がりやその対応の難しさを踏まえ、家庭内でSNSの使い方について教えるなど、保護者の役割を具体的に記載します。また、子どもに関わる活動を行う市民等の役割として、発生したいじめに関し、当事者として問題に向き合い、対応することを明記します。

ポイント3 デジタル技術の活用や専門職との連携により子どもの心の変化等を捉え、早期発見につなげる取組を強化

子どもの心の変化等を捉えていじめの早期発見につなげられるよう、デジタル技術を活用した取組や、SC（スクールカウンセラー）等の専門職を活用した取組の強化について、盛り込みます。

ポイント4 いじめ重大事態調査の速やかな実施とそのための仕組みを構築

いじめ対応等の専門部署を新たに立ち上げ、一元化した情報をもとに、専門家を交えて迅速に重大事態を判断し、いじめを受けた児童生徒に寄り添った調査を実施することや、そのための仕組みを盛り込みます。

ポイント5 区役所・児童相談所等の関係機関との連携の推進

子どもが抱える困難や課題は様々な要因が重なり合うことを前提に、区役所、児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施することなどを記載します。

いじめの未然防止の取組には、「保護者や地域の協力」が必要であり、早期発見、事案対処には「学校や教育委員会の組織的対応」とともに、「関係機関の連携」が大変重要です。

このことを改めて確認し、「いじめを絶対に許さない」意識を皆で共有し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会の実現を目指します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1～5
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的	
4 いじめの防止等に向けた方針と役割	
第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策	6～10
1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の取組	
2 横浜市いじめ問題専門委員会の取組	
3 教育委員会の取組	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめ事案に対する対処	
(4) 学校評価、学校運営改善の実施	
4 市長部局の取組	
5 いじめ防止対策の点検・見直し	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	11～13
1 学校いじめ防止基本方針（法第13条）	
(1) 策定意義	
(2) 内容	
(3) 公表・周知	
(4) P D C Aサイクルの確立	
2 学校いじめ防止対策委員会（法第22条）	
(1) 構成と運営の考え方	
(2) 会議の開催	
(3) 主な役割	
第4章 重大事態への対処	14～19
1 重大事態の発生と調査（法第28条）	
(1) 重大事態の定義	
(2) 児童生徒等から申立てを受けた場合の対応	
(3) 重大事態の判断	

- (4) 重大事態の発生報告
- (5) 調査の目的
- (6) 調査主体及びその構成等
- (7) 調査の進め方
- (8) 調査結果の提供及び報告
- (9) 調査結果を踏まえた対応

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査を行う機関の設置
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係※1にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条）。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）は、行為の対象となつた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を丁寧に把握し、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断を行う。いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、児童生徒本人がそのことを知らない場合など、その児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、関係した児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要となる。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、関係した児童生徒に対しては「いじめ」という言葉を使わずに指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会=「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

また、2025（令和7）年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。

「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に發揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に社会全体で取り組んでいく必要がある。

そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、上記の基本理念の下、いじめの防止等のための対策において、市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等が果たすべき役割その他のいじめの防止等のための対策の基本的な事項を定めること等により、横浜市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくることを目的とする。

4 いじめの防止等に向けた方針と役割

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きにくい風土づくりに努めることが重要である。

また、いじめを早期に察知できるよう、社会全体で児童生徒を見守るとともに、いじめを察知した場合は、つらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止めて支援するとともに、いじめが起きた要因や背景をともに考え、問題の解決に向けてともに行動することが重要である。

そのために、児童生徒が自らいじめの防止等に取り組むとともに、横浜市全体で、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等が当事者であることを意識し、児童生徒の健やかな成長を支える役割を果たす必要がある。

市として

- (1) いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見や、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒等に対する適切な指導及び支援を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめに対処するための必要な措置を講じる。
- (4) いじめの防止等のための必要な施策の策定、実施に当たっては、当事者である児童生徒自身の意見を尊重しながら、児童生徒が安心して豊かに生活できるよう取り組む。
- (5) 児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、自殺企図・希死念慮、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出することを認識し、複合的な課題に対して多面的な視点から支援を講じる。

児童生徒として

- (1) 一人ひとりが自分のよさや可能性を見つめ、自分がかけがえのない存在であることを自覚し、自己肯定感を高めながら内在する力を發揮していくとともに、他者との違いを認め、互いを理解するよう努める。

- (2) 誰しもがいじめをする側にも、される側にもなる可能性があることを理解し、自らが主体的にいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会づくりに努める。
- (3) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、学校の教職員や保護者等周囲の大人に積極的に相談したりする。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、人権尊重の精神を基盤とする教育を実践し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進める。
- (2) 「いじめは最も身近な人権侵害行為」であるという認識に立ち、教職員一人ひとりが、日頃から自らの人権意識の向上に努める。
- (3) 児童生徒が主体となっていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくるという意識を育み、その発達の段階に応じて、自ら解決に向けて行動できるよう支援する。
- (4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、関係機関等と連携し情報を共有しながら指導及び支援に当たる。
- (5) いじめは絶対に許されないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりのSOSのキャッチに取り組む。
- (6) いじめが発生した場合には、つらい思いをしている児童生徒自身の気持ちに寄り添い、その意思を尊重しながら、早期解決につなげられるよう、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの防止等のための取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

保護者として

- (1) どの児童生徒も、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめを「しない」、「させない」よう指導に努め、また、日頃から、児童生徒の意見や思いに耳を傾け、いじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 学校や地域の人々など、児童生徒を見守っている関係者との情報交換に努めるとともに、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくり、互いに連携しながら協働して取り組む。

- (3) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見したとき又はその疑いがあると思われるときは、児童生徒自身の意思を尊重しながら、学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡するとともに、連携して対処する。
- (4) 学校や関係機関と連携し、日頃から児童生徒に対し、SNSの使い方について教えるなど、インターネット上のいじめの防止や効果的な対処に主体的に取り組む。

市民、事業者、関係機関等として

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、児童生徒の意見を聴きながら、児童生徒が主体的に考え、行動し、安心して過ごすことができる環境づくりに努める。特に、それぞれの活動に関連して発生したいじめについては、当事者として問題に向き合い、児童生徒の気持ちに寄り添って対応する。
- (2) 市民等は、児童生徒に关心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。
- (3) 児童生徒の健全育成に関わる関係機関や地域は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを目指し、相互に連携して、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくる。

第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の取組

市は、法第14条第1項に基づき、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号。以下「条例」という。）により、横浜市立学校、教育委員会事務局、市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川県警察、その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

連絡協議会では、いじめの防止等に関する機関・団体の連携協力の推進や、いじめ問題に関する情報共有及び意見交換、広報・啓発活動の推進を図る。

2 横浜市いじめ問題専門委員会の取組

横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、連絡協議会との円滑な連携の下、法第14条第3項に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

専門委員会では、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議等を行う。

専門委員会が担ういじめ重大事態に係る調査は、その公平性・中立性を確保する必要性が特に高いことから、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で専門委員会を構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）が調査に当たることを徹底する。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止

ア 児童生徒の豊かな心を培い、心の通う人間関係を構築することが、いじめの防止等に資することを踏まえ、道徳教育及び体験活動等の全ての活動を通じて人権尊重を基盤とする教育の充実を図る。また、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくり、受容的な学級づくりへ向け、学校を支援する。

イ 「横浜こども会議」をはじめとして、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止等に資する活動に対する支援や、児童生徒及びその保護者に

対する啓発を推進する。

併せて、議論等を通じて表明されたいじめに関する児童生徒からの意見について、施策に反映させるよう努める。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止等に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とし、「いじめ防止市民フォーラム」を通じた啓発等に取り組む。

エ 教職員が、児童生徒の心理や、行為・行動の背景をとらえる能力を高められるよう、実践的な研修を実施するとともに、「子どもの社会的スキル横浜プログラム（※）」など、教職員の指導ツールを提供し、活用を促す。

※ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」・・・暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」で構成されている。

オ 校長・副校長等の管理職、児童支援専任・生徒指導専任教諭等を中心として、組織的にいじめの防止等の取組が推進されるよう、全教職員に対して、研修等で法令等の確実な理解を徹底する。

カ どの児童生徒もいじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることや、児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、様々な形態で表出することを全教職員が認識し、特に配慮が必要な児童生徒を中心として個に応じた組織的な支援や、各学校が関係機関等と連携等を実践しやすい仕組づくりを推進する。

キ 保護者がインターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関等と連携して資料等を配布するなど、必要な措置を講ずる。

(2) いじめの早期発見

ア いじめを早期に発見できるよう、SOSの出し方に関する教育など、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくりを進めるとともに、校内ハートフルをはじめとする児童生徒が安心できる居場所づくりなどの環境面での取組を推進する。

イ デジタル技術を活用し児童生徒の心の変化を察知するとともに、企業や大学等との連携により、教育ビッグデータを活用した取組を推進する。その際の児童生徒の個人情報の利用に関しては適正に行う。

ウ 児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の配置等の体制を整備し、利用を促す。また、学校内外の相談窓口（SSWが対応する「学校

生活あんしんダイヤル」等)を設け、その周知を図る。相談窓口において、児童生徒や保護者からいじめに関する情報を聴取した際には、その情報を学校と共有していじめに対処できるよう、児童生徒・保護者の同意を得るよう努める。ただし、生命に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに学校や関係機関等と情報を共有して対処する。

エ 区役所の「こども家庭相談」やよこはま子ども・若者相談室（LINE相談）等、教育委員会外の相談窓口や制度についても、児童生徒や保護者に対して周知し、いじめに関する相談において、児童生徒や保護者の同意が得られた場合には、学校と共有、連携して速やかに対処する。

オ 児童生徒が発したSOSや保護者からの相談について、個々の教職員任せにせず、SC、SSW等の専門職と連携しながら組織での確実に対応することの重要性を全教職員が認識し、行動するための取組を徹底するとともに、学校いじめ防止対策委員会の運用について指導・助言を行う。

(3) いじめ事案に対する対処

ア 早期対応

(ア) 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(イ) 各学校において、いじめを見逃すことなく、SC、SSW等の専門職と連携しながら組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、チーム学校で対応できる体制を整備し、支援する。

(ウ) 各学校が組織的な判断・対応を確実に行うために、いじめ事案の情報を一元的に管理するシステム等を整備、運用するとともに、学校がいじめを受けた児童生徒の欠席日数等を正確に把握し、迅速に支援に取り組むことができるよう、学校いじめ防止対策委員会等に対して指導・助言する。

(エ) 保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、積極的に保護者や学校を支援するという役割を徹底する。

具体的には、教育委員会事務局にいじめ事案への早期対応のための専門チームを配置し、学校だけでは解決が困難な事案を見極め、早い段階で弁護士のアドバイスを受けられる体制を整えるとともに、事案の内容によって、心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する。

更に、法令に基づき、必要な場合には相談者の同意を得ながら、区役所や警察、児童相談所、医療機関など関係機関との連携を積極的に行う。

(オ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察への通報が必要なものもある。これらについては、学校での適切な指導・支援とともに、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

イ 重大事態等への対応

重大事態の申立てがあった場合や、児童生徒が一定期間連續して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合などに、学校が法に沿って速やかに対応できるよう、情報共有の仕組みや対応の手順をあらかじめ定める。

さらに、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う（詳細は第4章参照）。

(4) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

(ア) 学校評価におけるいじめの問題の取扱いについては、法に基づくいじめの定義理解を進めるとともに、積極的にいじめを認知し、問題を隠さず、組織的な取組ができているかという視点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を振り返り、今後の対策に生かすよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

(イ) 教員評価におけるいじめの問題の取扱いについては、日常の児童生徒理解や、いじめの問題について速やかに情報共有を図り、組織的な取組を行っているかなどのいじめに対する対応力を向上するという視点で、教員との共通理解を図りながら行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

(ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域、関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、指導体制の充実を図るとともに、システムの導入等を通じて教職員の業務負担の軽減を図るなど、学校運営の改善を支援する。

具体的には、チーム学年経営やチーム担任制などの複数の教職員の関わりの中で、安心して学べる環境づくりを推進するとともに、業務のアウトソース化などによる働き方改革を進め、教職員が児童生徒に向き合う時間を創出するための施策などを具体的に検討し、取り組む。

- (イ) 保護者や地域が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題などの課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。
- (ウ) 各学校が定める「学校いじめ防止基本方針」が、本方針の趣旨・内容や、いじめ重大事態の再発防止のために今後取り組むべき対応策を踏まえた実効的なものとなるよう、「学校いじめ防止基本方針」に盛り込むべき内容を取りまとめ、学校に通知するとともに、必要に応じて、指導・助言を行う。

4 市長部局の取組

市長部局は、横浜市人権施策基本指針、本方針及び「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」等に基づき、教育委員会と連携して、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめ事案の対処に資する各種施策に取り組む。

- (1) 児童生徒が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っていることを踏まえ、区役所や児童相談所等が要保護児童対策地域協議会の枠組みを通じて家庭環境の改善を支援するなど、区役所や児童相談所等は、教育委員会や学校との組織同士、担当者同士での連携を進め、法令に基づき、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図り、連携して対応する。
- (2) 区役所の「こども家庭相談」等の身近な場所で実施している児童生徒や家庭に対する相談窓口の積極的な活用を促すとともに、多様な居場所づくりなどの児童生徒の目線に立った支援に取り組むことなどにより、児童生徒を守り育していく体制づくりを、教育委員会と連携して推進する。
- (3) 区役所は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりの一環として、いじめの問題など、児童生徒が抱える様々な課題を地域と共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する。
- (4) 市長部局は児童生徒の人格と人権を尊重する社会意識の醸成を図るため、教育委員会事務局と連携して、いじめに関する啓発を推進する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

教育委員会は、いじめの防止等のための対策について、外部有識者等の助言を受けながら、隨時見直し、より効果的なものとなるよう改善を図るとともに、毎年、点検及び評価を行い、その結果を取組に反映するものとする（P D C Aサイクル）。

この場合において、必要がある場合は、本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のための対策を実効的・組織的に行うため、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、当該学校の複数の教職員を中心に構成される「学校いじめ防止対策委員会」を中心として、全教職員による児童生徒指導体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、必要な対策を主体的に推進する。

1 学校いじめ防止基本方針（法第13条）

各学校は、国といじめの防止等のための基本的な方針、本方針を参考に、自校におけるいじめの防止等の対策について、基本的な方向性、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、個々の教職員任せにせず、組織として一貫した対応となる。
- イ 学校いじめ防止基本方針において、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの防止等につなげる。
- ウ いじめを受けている児童生徒を守り通すとともに、児童生徒の成長を支援する観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への適切な指導や支援につなげる。

(2) 内容

学校いじめ防止基本方針は、教育委員会からの通知に基づき、次の各項目について定める。

- ア いじめの防止等に向けての基本理念（いじめの定義、いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを含む。）
- イ 学校いじめ防止対策委員会の構成員、運営及び活動内容
- ウ 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画（アンケートや面談等の取組、校内研修、教育相談に関する事項等を含む。）
- エ いじめの未然防止、早期発見、事案の対処（早期対応及び重大事態が発生した場合の対応を含む。）の各段階における基本的な対応方針
- オ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しの手順等
- カ その他必要な事項

(3) 公表・周知

各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針について、必ず学校のホームページで公表する。

併せて、入学時・各年度のはじめには、児童生徒、保護者、地域、関係機関に学校いじめ防止基本方針の内容を説明すること等により、周知を行う。

(4) P D C A サイクルの確立

ア 各学校は、P D C A サイクルに基づき、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているかについて、年1回以上点検し、必要に応じて改定等を行う。

イ 改定等に際しては、児童生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等に関し、児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるよう留意する。同時に、策定後の学校の取組を円滑に進めていけるよう、改定等の段階においても保護者や地域、関係機関の参画に努める。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組に関する項目を必ず位置付ける。

2 学校いじめ防止対策委員会（法第22条）

(1) 構成と運営の考え方

学校いじめ防止対策委員会の責任者は校長とし、構成員は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等を基本に、各学校の実情に応じて最も実効的な体制となるよう選定するものとし、S C、S S W等の専門職を加える。

S C、S S W等が学校いじめ防止対策委員会の会議に参加できるよう工夫して運営するとともに、参加できない場合においても、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援についての助言を求める。また、個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。

また、いじめ重大事態について、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策委員会に弁護士等の第三者が関与して、調査に当たるものとする。

(2) 会議の開催

学校いじめ防止対策委員会は、いじめの防止等について実効的な議論が行えるよう、既存の組織とは兼ねず、別に設置し、運営する。

会議は、月1回以上、定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催し、適切に対応する。

学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじ

めの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。

また、校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 主な役割

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。

また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態に当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、疑いを抱いた段階から対応を開始するものとする。

【重大事態に当たるとされた事例】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

なお、イの「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、日数だけでなく、個々の児童生徒の状況等を十分把握して判断する。

そのため、学校は、欠席が30日に到達する前から、個別の教育支援計画の作成等を通じて児童生徒や保護者（以下「児童生徒等」という。）と共に理解を図るとともに、事実関係の確認（法第23条第2項に基づく学校いじめ防止対策委員会を中心とする聴き取りやアンケート調査など）を行い、教育委員会事務局への報告・相談を通じて、対応を協議するものとする。

(2) 児童生徒等から申立てを受けた場合の対応

児童生徒等から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（他の児童生徒からの行為が原因で一定期間欠席となっていること等を訴えるものを言い、「いじめ」又は「重大な被害」という言葉を使わない場合や、書面によらない場合を含む。）は、その時点で学校や教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断した場合は、該当しないと見做す。

ない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童生徒等からの申立ては、学校や教育委員会事務局が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意しなければならない。

児童生徒等から申立てがあった場合、学校や教育委員会事務局は、児童生徒等と適切に情報共有を図り、状況の把握に役立てられるよう、書面又は聞き取りによる確認を主体的に行い、迅速な対応につなげる。

【申立てがあった際に確認する事項】

- ・いじめの概要（発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等）
- ・いじめにより生じた疑いのある被害の概要（診断書の内容や、金品等の被害の内容等）
- ・調査内容に関する希望（聞き取りをしてほしい児童生徒等や、協力の可否等）

なお、児童生徒等は、学校のみならず、教育委員会事務局や関係機関を通じた申立てを行うことができるものとする。

(3) 重大事態の判断

重大事態に該当するかどうかの判断は、学校・教育委員会事務局がそれぞれの責任において行う。

ア 学校が判断する場合

- ・法第23条第2項に基づく調査や不登校児童生徒に係る個別の教育支援計画の作成などを通じて、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合
- ・児童生徒等から学校に申立てがあった場合
上記の場合において、学校は、学校いじめ防止対策委員会において組織としていじめ重大事態を判断するものとする。

イ 教育委員会事務局が判断する場合

- ・児童生徒等から教育委員会事務局又は関係機関を通じて申立てがあった場合
- ・その他教育委員会事務局において「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合（アの場合を除く。）

学校又は教育委員会事務局のいずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有し、対応を協議するものとする。

児童生徒等からの申立て及びそれに基づく重大事態の判断の状況については、専門家の確認・助言を受ける仕組みを構築し、法に則った対応を徹底する。

(4) 重大事態の発生報告

上記(3)により重大事態に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(5) 調査の目的

法第28条の調査は、いじめを受けた児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（いじめを受けた児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを目的に行うものである。

また、法第28条第1項第2号の不登校に係る重大事態が発生し、現在もいじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的に含まれる。

学校及び教育委員会事務局は、事実にしっかりと向き合い、調査の終了を待たずに、いじめを受けた児童生徒の心のケアや学びの継続に向けた支援、同種の事態の再発防止に主体的に取り組むものとする。

なお、この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及や、その他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務に影響を与えるものではない。

以上のことについて、学校関係者、教育委員会事務局の関係者、調査に携わる専門家・第三者、関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組めるよう、調査開始前からこれらの調査に関わる者の理解を得る取組を行うものとする。

(6) 調査主体及びその構成等

調査主体については、学校主体、教育委員会主体のいずれかとし、教育委員会において判断するものとする。

なお、上記の通り、法第28条第1項第2号の不登校に係る重大事態が発生し、現在もいじめを受けた児童生徒が欠席を余儀なくされている場合は、いじめを受けた児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることも調査の目的としていることから、原則として、学校主体で調査を行うこととする。

また、専門委員会は、自殺事案や学校主体調査による調査結果を踏まえた追加調査を担当するものとする。

また、それぞれの調査主体における構成等については、以下の通りとする。

ア 学校主体

各学校のいじめ防止対策委員会の職員（S C、 S S W等の専門職を含む。）に、弁護士などの第三者が関与した調査組織とする。

イ 教育委員会主体

教育委員会は、重大事態に至る経緯や事案の特性等を踏まえ、学校主体での調査が困難な事案について、教育委員会事務局の弁護士、指導主事等の職員のほか、第三者が関与した調査の体制づくりを行い、実施するものとする。

専門委員会が調査に当たる場合、各調査に当たっては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）が調査に当たることを徹底する。なお、専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で構成し、委員の選定に当たっては、各専門家団体に推薦を求める等、当該調査の公平性・中立性を図る。

(7) 調査の進め方

ア 学校主体

重大事態発生後、速やかに調査を開始し、概ね3か月以内に終えることを目指すものとする。ただし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終えるものとする。

この調査では、児童生徒及びその保護者並びに学校関係者への聴き取りや、学校及び教育委員会事務局で保有している記録書類の確認のうち、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を踏まえ、その時点で実施可能な範囲の調査を行うことを基本とするが、具体的な調査内容については、当該事案固有の事情を踏まえ、決定する。

調査が終了した場合には、速やかにいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し調査結果を提示するものとし、いじめを受けた児童生徒及びその保護者が更に詳細な調査を希望する場合は、調査に関与した第三者の確認の下、追加調査を検討する。

イ 教育委員会主体

当該事案の内容に応じて、調査組織ごとに判断する。

なお、調査の期間は、概ね1年程度で終えることを目指すものとする。ただし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終えるものとする。

ウ 自殺又は自殺の疑いのある死亡事案の場合の留意事項

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に基づき実施する。基本調査の結果に基づき専門委員会に意見を求め、いじめが背景に疑われる事が確認された事案については、速やかに重大事態として調査を行う。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会事務局は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会事務局は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ いじめを行った児童生徒及びその保護者への説明

学校又は教育委員会事務局は、いじめ重大事態調査の対象となり、当該調査の結果、いじめを行ったと認定された児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになつたいじめの事実関係について説明する。

説明に際しては、学校又は教育委員会事務局は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

エ 調査結果の公表

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」に基づき、調査に関わった第三者の意見を踏まえ、当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して公表の方法等を判断するものとする。

なお、個別に公表を行わない事案についても、毎年、個別事案が特定できない形で集約し、報告書として取りまとめた上で可能な範囲で公表を行うことで、社会全体でいじめ問題に取り組むための資料とする。

(9) 調査結果を踏まえた対応

教育委員会は、学校及び教育委員会事務局における当該事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、故意又は重大な過失が指摘される場合や、いじめへの加担等が疑われる場合には、改めて教育委員会事務局として教職員等への聴き取りを行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば懲戒処分等を行うものとする。

いじめを行った児童生徒については、その保護者に協力を依頼し、その行為に至った背景等も十分に加味しながら、個別に指導や支援を行うものとする。この場合において、積極的に心理、福祉等の専門家の助言を受けるとともに、事案に応じて、区役所や児童相談所等、

関係機関と連携して対応を行う。事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童生徒にいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等の安心を最優先に必要な措置を検討する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(8)ウの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の推薦を各専門家団体に求める等、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、学校及び児童生徒に対し、必要な支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

横浜市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月 平成25年12月

一部改定 平成26年4月

一部改定 平成29年10月

次回改定 令和7年4月予定